

## (趣旨)

第1条 この要領は、伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（昭和51年3月31日締結。以下「協定書」）の規定に基づき四国電力株から通報連絡され又は報告される伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る異常（正常状態以外のすべての事態）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

## (基本方針)

第2条 県は、四国電力株から通報連絡され又は報告される発電所に係るすべての異常に関する事項を公表する。

2 県は、公表に当たっては、透明性の確保を図るとともに、発電所の異常の内容、程度等について、県民に分かりやすく、適時・的確な情報を提供するものとする。

## (公表事項等)

第3条 公表事項及び公表内容は、次のとおりとする。

公表事項	四国電力株から通報連絡される発電所に係るすべての異常の発生と経過	四国電力株から報告される発電所の設備のすべての異常の原因と対策
公表内容	①お知らせ（様式第1号） ②四国電力株からの通報連絡 ③添付書類（異常の内容に応じて添付） <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所の配置図</li> <li>・発電所の基本系統図</li> <li>・専門用語等の解説</li> <li>・周辺環境放射線調査結果</li> </ul>	①お知らせ（様式第2号） ②四国電力株からの報告

## (公表方法)

第4条 公表方法は、次のとおりとする。

- (1) 報道機関への発表又は資料提供
- (2) 県ホームページへの掲載（発電所の配置図は除く。）
- (3) 閲覧（県庁、原子力センター、伊方原子力広報センター）（発電所の配置図は除く。）

## (公表時期)

第5条 公表時期は、別表のとおりとする。

## (その他)

第6条 発電所の異常の公表内容等の問い合わせについては、県民環境部防災局原子力安全対策課が対応する。

附 則 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成16年9月9日から施行する。

附 則 この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成23年6月16日から施行する。

別表

1 発電所に係る異常の発生及び経過の通報連絡の場合

区分	内 容	公表時期	
		報道機関	県ホームページ 閲 覧
A	(1) 協定書第 11 条第 2 項第 1 号から第 10 号までに掲げる事態が発生したとき (2) その他次に掲げる社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態が発生したとき ア 発電所の周囲地域で震度 5 弱以上又は発電所で 20 ガル以上の地震を観測したとき イ 労働災害等により救急車の出動を要請したとき ウ 異常な音を発生したとき又は蒸気の異常な放出をしたとき エ 油、薬品等が敷地外に異常に漏えいしたとき。 (周辺環境に影響を与えないものを除く。) (3) その他特に重要と認められる事態が発生したとき	直ちに公表	直ちに掲載
B	(1) 管理区域内における設備の異常が発生したとき (2) 発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化があったとき (3) 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限が、一時的に満足されないと判断されたとき (4) その他重要と認められる事態が発生したとき	通報連絡後 48 時間以内に公表	通報連絡後 48 時間以内に掲載
C	A及びB以外の事項	毎月 10 日に前月分を公表(10 日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)	毎月 10 日に前月分を掲載(10 日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)

2 発電所の設備の異常の原因と対策の報告の場合

毎月 10 日(10 日が勤務日以外の場合は、次の勤務日)に、前々月に通報連絡のあった異常に係る原因と対策の報告を公表する。

ただし、緊急に公表する必要があるもの及び原因調査に時間を要するものについては、公表時期を変更するものとする。

No.	発生 (通報) 年月日	県公表 年月日	異常の概要	国の 報告対象	県の 公表区分	号機別	管理 区域	異常 の種類
1	23.4.27	23.5.9	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	3	外	系統ショック
2	23.5.10	23.6.10	タービン建屋火災感知器短絡保護カードの異常	無	C	3	外	設備故障
3	23.5.18	23.6.10	蒸気発生器ブローダウン系統からの水漏れ	無	C	3	外	設備故障
4	23.5.20	23.6.10	主蒸気管湿分測定用元弁からの水漏れ	無	C	1	外	設備故障
5	23.6.10	23.7.8	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	1	外	系統ショック
6	23.6.22	23.7.8	放水ピット水モニタの異常	無	C	3	外	設備故障
7	23.6.26	23.7.8	海水温度上昇による熱効率低下に伴う電気出力の低下	無	C	1	外	その他
8	23.6.28	23.7.8	作業員の負傷	無	C	3	外	負傷等
9	23.6.29	23.7.8	伊方発電所における地震の観測(1号機:3ガル、2号機:3ガル、3号機:3ガル)	無	C	1,2,3	—	地震観測
10	23.6.30	23.7.8	取水口クレーン電動機のひび割れ	無	C	1,2	外	設備故障
11	23.7.9	23.8.10	二次系排水ラインからの水漏れ	無	C	1,2	外	設備故障
12	23.7.11	23.8.10	二次系排水ライン配管の損傷	無	C	1,2	外	設備故障
13	23.7.14	23.7.19	作業員の負傷	有	A	1,2,3	外	負傷等
14	23.7.28	23.8.10	送電線主保護リレーの異常	無	C	1,2	外	設備故障
15	23.8.13	23.9.12	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	1,2	外	系統ショック
16	23.8.18	23.8.19	1次冷却材モニタの異常	無	B	2	内	設備故障
17	23.9.2	23.10.11	開閉所リレー室火災受信機の異常	無	C	3	外	設備故障
18	23.9.22	23.9.22	原子炉補機冷却水冷却器海水出口配管の損傷	無	B	1	内	設備故障
19	23.9.27	23.10.11	海水ポンプ軸受潤滑水流量の低下	無	C	3	外	設備故障
20	23.10.3	23.11.10	作業員の負傷	無	C	1,2,3	外	負傷等
21	23.10.7	23.11.10	新事務所での発煙	無	C	1,2,3	外	その他
22	23.10.7	23.11.10	作業員の負傷	有	A	1	外	負傷等
23	23.10.21	23.11.10	作業員の負傷	無	C	2	内	負傷等
24	23.10.22	23.11.10	海水ポンプ軸受潤滑水流量の低下	無	C	3	外	設備故障
25	23.11.18	23.12.12	ヒドラジタンクからの漏えい	無	C	1	外	設備故障
26	23.12.24	24.1.10	火災感知器の異常	無	C	3	外	設備故障
27	24.1.5	24.2.10	湧水放出配管からの水漏れ	無	C	2	外	設備故障
28	24.1.27	24.1.28	排気筒ガスモニタの一時停止	無	B	2	外	設備故障
29	24.2.7	24.3.12	放水口水モニタの上昇	無	C	1,2	外	自然変動
30	24.2.29	24.2.29	雑固体焼却設備排気筒じんあいモニタの異常	無	B	1,2,3	内	設備故障
31	24.3.9	24.4.10	海水ポンプ潤滑水逆止弁の折損	無	C	2,3	外	設備故障
32	24.3.21	24.3.21	セメント固化装置脱水機の異常	無	B	3	内	設備故障
33	24.3.23	24.4.10	放水口水モニタの上昇	無	C	1,2	外	自然変動
平成23年度合計				A : 2	B : 5	C : 26	計 : 33	

資料 9-3 平成23年度伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画（愛媛県実施分）

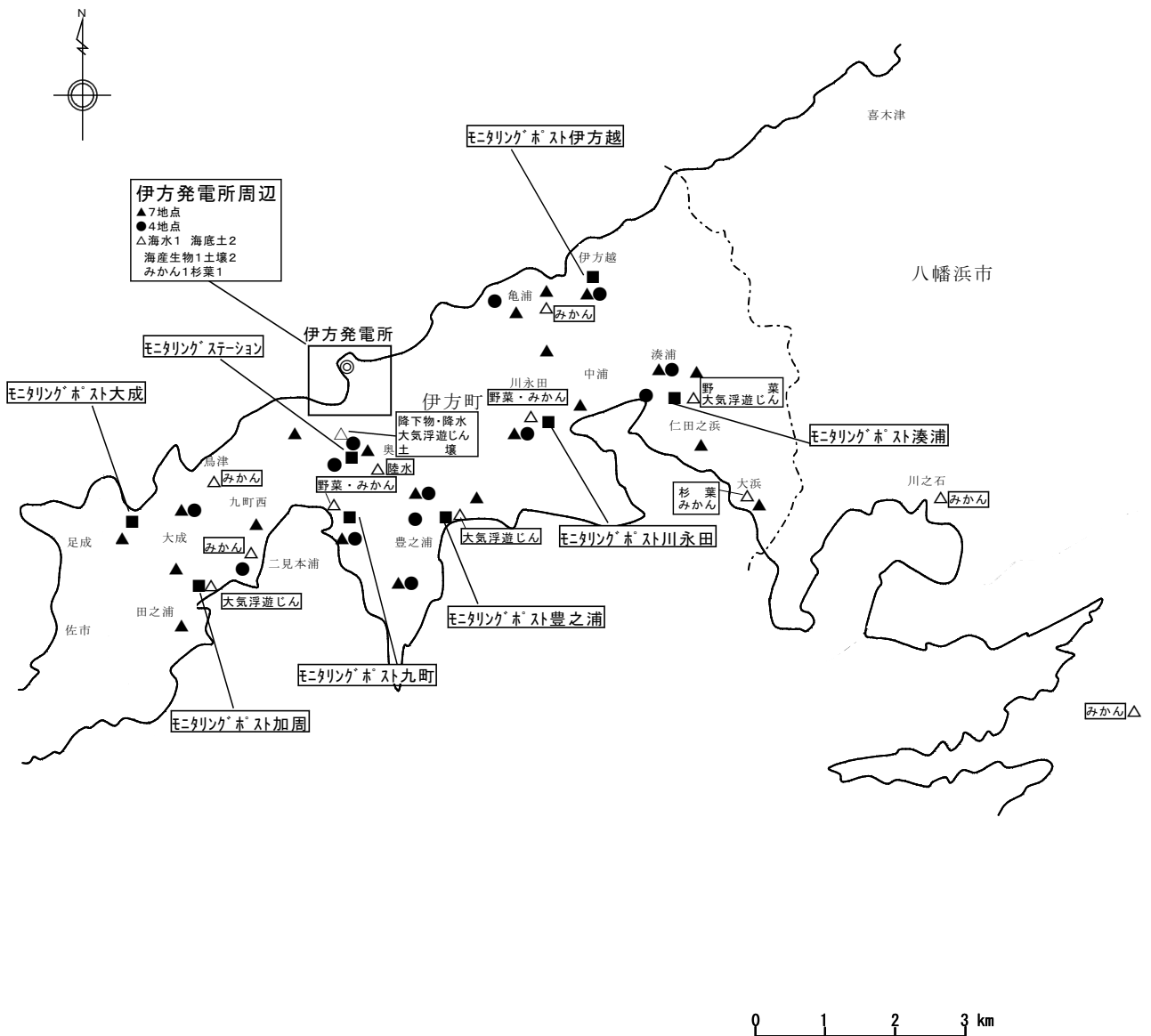
調査項目	調査地点		調査頻度等	調査件数				備考	頻度	国のモニタリング指針 <sup>(注2)</sup>		
	地点数	地名		全ベータ放射能	ガンマ線放出核種	トリチウム(H-3)	ストロンチウム(Sr-90)			ヨウ素(I-131)	アルファ線放出核種	測定方法
空間放射線	1	九町	—	連続	—	—	—	—	連続	NaI(TL)電離箱		
	7	伊方越、九町、湊浦、川永田、豊之浦、二見(2)	—	連続	—	—	—	—	連続	NaI(TL)電離箱検出器 (加圧型電離箱検出器) (NaI(Tl)シンチレーション検出器) モリタフアシステム (加圧型電離箱検出器) (NaI(Tl)シンチレーション検出器) (加圧型電離箱検出器) (NaI(Tl)シンチレーション検出器)		
	11	亀浦、発着所周辺、九町(2)、豊之浦、川永田、湊浦、二見、八幡浜市(2)、松山市	4	4, 7, 10, 1	—	—	—	—	—	連続	球形状NaI(Tl)シンチレーション検出器、クローマータ NaI(Tl)シンチレーション検出器、イータ	
	7	発着所周辺、九町(2)、川永田、湊浦、八幡浜市、松山市	4	5, 8, 11, 2	—	—	—	—	—	連続	モニタリングカー 【ゲルマニウム半導体検出器 { NaI(Tl)シンチレーション検出器 } 加圧型電離箱検出器	
	7	伊方町(5)、八幡浜市(1)、松山市(1)	2	7, 1	—	—	—	—	—	連続	伝送型可搬型ポスト { NaI(Tl)シンチレーション検出器 } { 半導体検出器 }	
	69	伊方町(39)、八幡浜市(16)、大洲市(8)、西予市(5)、松山市(1)	2	4~6 10~12	—	—	—	—	—	連続	NaI(Tl)シンチレーション検出器、イータ	
	3	伊方町(3)	4	5, 8, 11, 2	—	—	—	—	—	連続	環境放射線測定車 (NaI(Tl)シンチレーション検出器)	
	31	伊方町(22)、八幡浜市(4)、大洲市(2)、西予市(2)、松山市(1)	4	四半期毎	—	—	—	—	—	四半期毎	TLD 蛍光式電子式積算線量計	
	1	九町	—	連続	—	—	—	—	—	1~3か月毎	核種分析	
	5	九町、湊浦、豊之浦、二見、松山市	4	4, 7, 10, 1	2	20	—	—	—	四半期毎	飲料水等	
	1	九町	4	4, 7, 10, 1	1	4	4	1	—	半年~1年毎	表層土	
3	九町越、発着所周辺(2)	4	4, 7, 10, 1	3	12	—	3	—	半年~1年毎	表層土		
10	九町越、九町アラクヤ、亀浦、川永田、二見字磯口、九町字浦安、大浜、八幡浜市(2)、伊予市	1	11	10	—	—	—	3	収穫期	葉菜、根菜、米等		
3	九町、川永田、湊浦	2	12, 1	3	6	—	1	6	四半期~1年毎	松葉等		
2	九町越、大浜	4	5, 8, 11, 2	2	8	—	—	4	毎月	水露法等		
2	九町、松山市	12	毎月1回	2	24	24	4	—	半年毎	表面水		
1	平岩透陽堤沖	4	5, 7, 9, 11	1	4	4	4	—	半年~1年毎	表層土		
2	平岩透陽堤北東、平岩沖入江	4	5, 7, 9, 11	2	8	—	8	—	漁期 { 指除生物 四半期~ 1年毎 }	ほんたわら等		
1	九町越沖	4	4, 7, 10, 2	1	4	—	1	—	—	—		
1	九町越沖	4	4, 7, 10, 2	1	4	—	1	—	—	—		
1	九町越沖	4	4, 7, 10, 2	1	6	—	2	1	—	—		
1	九町	—	連続	—	—	—	—	—	—	モニタリングステーション		
8	九町(2)、伊方越、湊浦、川永田、豊之浦、二見(2)	—	連続	—	—	—	—	—	—	モニタリングステーション モニタリングポスト		

(注1) 空間放射線(線量率)の定点定期測定については、伊方地域の放射線レベルを把握するとともに、空間放射線等の情報を目的で各種の測定機器を用い測定する計画となっている。

(注2) 国のモニタリング指針には「環境放射線モニタリングに関する指針」(原子力安全委員会 平成20年3月改訂)を用いた。

資料9-4 環境放射線測定点及び試料採取地点図

モニタリングステーション及びモニタリングポスト	■
シンチレーション式線量率計等	▲
モニタリングポストイント(積算線量)	●
環境試料	△



資料 9 - 5 環境放射線測定点図

